近世・近代社会経済資料（古文書）デジタルアーカイブについて

（1）　このデジタルアーカイブは、東京大学経済学図書館が所蔵する近世・近代社会経済資料のうち、古文書類について順次デジタル化をすすめているものです。

（2）　このデジタルアーカイブの利用に際しては「東京大学経済学図書館電子資料利用規則」に同意したものとみなされます。

（3）　印刷物など他媒体への使用については、東京大学経済学図書館までお問合せください。

（4）　画像は白黒です。文書原本の朱書や裏書、端裏書、裏継目印、前欠・中欠・後欠の部分、丁間に挿入された文書や脱落した付箋については、画像内に「朱書」「裏書」「端裏書」「裏継目印」「前欠」「中欠」「後欠」「挿入文書」「脱落付箋」などの置き札を写し込んであります。また、原本が破損し撮影が不可能な場合や、白紙が何枚も続く場合には、「以下破損につき撮影不能」、「以下〇丁白紙につき撮影省略」などのターゲットで明示してあります。

（5）　画像の撮影には文字が視認できるよう十分な注意を払っていますが、資料の欠損、変色、褪色等の劣化や、ノド部分の状態によっては、原本の文字が全て写っていないものがあります。これらについては資料の原形を保ちつつ、出来る限りの範囲で撮影したものとして了解下さい。写りの悪い文書については、東京大学経済学部資料室にて、所定の手続きにより原本の閲覧をお願いします。

（6）　文字間のコントラストの差が大きなものについては、視認性を高めるために、照明を調整して複数回撮影しています。この場合は、同一の丁の画像が複数枚連続して表示されます。

（7）　本アーカイブに関する質問等については、東京大学経済学部資料室までお問い合わせ下さい。

（8）　本デジタルアーカイブの一部は、独立行政法人日本学術振興会平成 25 年度科学研究費補助金（研究成果公開促進費）課題番号 258061 の交付を受けて作成しています。

文久雜誌

續編

二

東京大学
経済学研究室
80
273

東京大学経済学図書館所蔵 旧図書館分類文書 5505535715

朱書

東京大学経済学研究室
80
273

續編之貳

東京大学経済学研究室図書之印
経済
36111

一

英国ヨリ返翰訳文

千八百六十三年第六月廿四日横濱ニ於テ外国支務執政小笠原図書頭台下ニ呈ス

日本在留[redacted]列顛女殿下ノシヤセタフヘトル、ナル余カ同僚ト肖シク台下大君殿下ノ命ニテ予ニ名当シテ申送リ給ヘル告昏ヲ落手シ実ニ驚愕セリ次細故ヲ載セサル拙キ報告ハ姑ク置テ論セス

次国ノ大君ト御門ノ間キタル港々ヲ鎖ス条約各国ノ臣民ヲ右港々ヨリ郤ク為ヲ台下ヨリ

東京大学経済学図書館所蔵 旧図書館分類文書 5505535715

斯ノ叛告シ給ヒタル　皇帝　大君ノ所置
ニ拠レハ日本ニ困難ノ来ルヿ当然タリ然ルヲ之ヲ
全ク知ラサルハ何ソヤ余ニ於テ信シ難キ
ナリ
不列顛女王殿下ノ名代タル余オ一左件ニ注目
ス大不列顛此国トノ条約ヲ正ク守リ猶擴メ加
ヘテ是迫ヨリ此条約ヲ自由ニシ永久動カサル
ヤウ申立ルヿ疑ナシリハ厳ニメ日本ヨリ抗抵
シ難キノ辛苦ヘ之ヲ累キ調ニヿハ日本ノ大危
難ニ至ル迫皇帝或ハ大君共ニ秘スル処ノ理ア
リテ最モ信スヘキ手段ヲ遂一急ニ説明セラレナ
ハ此国ノ長官猶其理ヲ存スヘヤ
是以テ余此国ノ長官ヘ懇ニ忠告スルハ余カ職務
タリ台下ノ告書ニ拠テ不列顛女王殿下ノ政府
熟考ノ上夏ヲ決セハ今拾ミタマヘル諸種別ノ所
置ヲ執行フ応其夏仕応セサルヘシ然リトイヘ応
余又次条ヲ台下ニ告知セサルヲ得ス合台下
ヨリ申聞セ給ヒタリ拙キ告書ハ文明不文明ノ
国ノ歴史ニモ例ナキ旨ヲ大君殿下ニ奏シ給
フヘシ大君殿下亦是ヲ御門ニ奏聞シ給ヘルヿ

疑ナカルヘシ

此支実ニ条約ノ諸国ニ對シ日本ヨリ軍期ヲ告スルナリ今速ニ鎖港論ヲ止メサレハ日本国中ヲ速ニ厳シキ罪ヲ以四討セスンハ非ス

右ハ厳酷ノ告昏也

不列顛女王殿下ノシヤルセクフヘール

シント十ヨンニール

手記

ユルユースステン

訳

一

佛郎西訳文

千八百六十三年第六月廿四日横濱ニ於テ外国支務宰相小笠原図昏頭台下ニ呈ス

余台下ノ報書ヲ落手セリ其昏中佛国本条約面テ明ナル如ク千八百五十八年

皇國日本　大君ト我国君ト結タル条約ニ基キ仏人貿易ノ為ニ開キタル日本ノ港々ヲ鎖スヘキ支ヲ台下余ト於判スヘキ旨ヲ　大君ヨリ命セラレタル由ヲ載セタリ

台下ノ書中外国支務掌タル他ノ御老中ノ

手記アラスト雖モ余台下ニ回答ス日本ト取結ヒタル条約ハ仮令日本ノ何レノ役人ヨレニ違フノ告知アリ尼是ニ係ハラス其条約ハ恒ニ全ク保守スヘシ又ハ去歳改列ニ送ラレタル日本使節ト取極タル定メノ如ク執行フヘキヲ之ヲ我帝国仏郎西ノ英名ナル国君ノ政府ニ於テモ然リト思フ然レ尼余ハ又台下ヨリ余ニ送ラレタル暴ナル告書ヲ仏国ニ送リ文明ノ国々ノ史ニモ例アラサル新ニ条約ヲ破レルヲ修理シ且ツカクノ如ク支ヲ企ル者ヲ厳シク罰スルノ法ヲ設ケ速ニ執行ハシムヘキ為ナリ

余謹テ台下ニ報告ス帝国政府ヨリ右回答ノ来ル迄ハ諸条約前々ノ如ク執行ハルヘシ且日本ノ諸官員離ヲ問ハス台下尤件ヲ報知アランヲ欲ス日本ニ在ル皇国仏郎西ノ臣民ハ今横濱ニアル支那日本近海水師提督ショウセースノ師ヒタル仏国ノ兵卒ヲ以テ警備シ安全ナラシムヘシ千八百五十八年ニ取り結ヒタル条約ノ旨ヲ破ラントスル者ハ右水師提督何人ヲ別タス

陸　之流ニ於テソレニ勲スルニ要用ナル法方

ヲトルヿカレカ方ヲスニアルヘシ符具證言

在日本仏郎西国皇帝殿下之
全權トセンヲヘルクール　手記

書記役

ソアンテルウー

真訳
印

一　亜米利加訳文

千八百六十三年第六月廿四日横濱合衆国使臣
館ニテ外国支務宰相小笠原図書頭台下ニ呈ス

余今日貴翰ヲ落手シタリ其書中台下開キタル
港々ヲ閲チ日本在留ノ外国人ヲ卻クルノ全權ヲ
皇帝及ヒ大君ヨリ受給ヒタル旨ヲ載ス余證
テ貴翰ニ回答ス
日本政府ト合衆国ト礼式ヲ執行フ本条約ヲ取
結ヒ其国ノ臣民右ノ港々ニ居住シ貿易スルヲ許
セリ故ニ此条約ハ是ヲ捨テ廃スルヲ得サルヘシ
此如キ方法ヲ設クルハ余ノ国ヲ辱シムル モ
ノニシテ恰モ軍期ヲ告スニ似タリ余貴翰ノ
寓ヲ合衆フレシラントヘ送ルヘシ尼スレハフレ

東京大学経済学図書館所蔵 旧図書館分類文書 5505535715

シテント是ヲ落手シ大ニ驚愕歎息シ怪観ス
ヘシ皇帝及ヒ大君決定メ叛シ行ハントスレハ日本
ハ条約ヲ取結ヒタル諸国々ト戦フニ及フヲ疑ヒ
ナカルヘシ次ノ如トキ支ヲ遂クヘキト思フハ実ニ
笑フヘキヲニシテ只々盛ンナル
皇国ニ荒蕪ヲ招クノミナラン次ノ大切ナル職
務ヲ強テ慮リナク為ハ無益ノヲニメ廉直ノ所
為ニアラス鎖港ノ取為ハ大ナル惑ニメ是貴国
ノ国力ヲヲ量ラス西洋各国ノ敵スヘカラサル權
威ヲ知ラサルハ是実ニ歎息スヘシ

余只左件ヲ台下ニ告ク日本在留合衆国臣民
今当港ニ在リ又当港ニ成ランヲスル合衆国海
軍ヲ以テ警衛スヘシ若人命危ク品物損亡スル
時ハ両様共ニ堅固ニ警衛スヘシ
余台下ノ書翰之意ヲ得ス又斯ノ設ケタル方法
ニ若シ存シアリ日本政府次支ヨリ起ル諸支ヲ
引受ケ又合衆国臣民是ニヨリテ脳ム諸損ヲ
引受ヘシ敬白

在日本合衆国ミンストルレシデントロバート
ユッナプライン手記

一　亨漏生訳文

千八百六十三年第六月廿四日金川横濱ニテ
外国夏督宰相小笠原図書頭台下ニ呈ス

余謹貴翰ヲ落手セシテ報ス其書中ニ台下閣キタル港々ヲ鎖テ条約ヲ取結ヒタル国々ノ臣民ヲ右港ヨリ郤クル全權ヲ大君殿下ヨリ受ケ給ヒタルヲ載ス右書中ニ台下右ノ支件ニ付テハ余ト談判セント部ト云ヘリ

余時刻ヲ費スヿ無ク台下ニ左件ヲ説明スルハ余カ職務也余甚タ緊要ノ形勢ニ於テ必ノ如ク一般ノ民律ト条約ノ取極ニ齟齬スル説明ニ付如何ソ日本政府ト其談判ニ加ハルヿヲ得ヘキヤ

余台下ノ請ニ応シテ国王殿下ノ政府宜ト思ヘル手告ヲ台下ニ知ラスヘシ

然レ尼余左件ヲ台下ニ告ク千八百六十一年第一月二十四日

大君殿下ト亨漏生王殿ノ名代王国殿下シニケート宦名台下ト取結タル条約面ニ基キ余当港々ニ在留ス右条約ハ昨年亨漏生ニ至リタル大君殿下

ノ政府又御門トイヘヒ偏頗ナル説明ヲ余ニ申聞シ玉ヘルトモ此条約ニ因テ及ヒ孛漏生臣民許得タル免許ト利益ヲ廃ス旨ヲ決スルヿヲタハス

故ニ余強テ王国政府又ハ臣民ニ許シタル免許又利益ヲ捨テ或ハ全ク廃スル目的タル諸方法ニ従フヲ得ス此条約違犯ハ是迄諸民ノ記録ニモ見ヘサルハ是ヨリ生スル余ノ政府ノ申分ト諸損亡ノ催促ハ日本政府ノ引受タルヘシ敬白

在日本　王国孛漏生コレシエル

一　フランフラント　手記

一　和蘭訳文

千八百六十三年第六月廿四日横濱荷蘭コンシユル処ニテ

日本大君殿下ノ外国交務宰相小笠原図書頭台下ニ呈ス

余謹テ文久三年五月九日附ノ貴翰ヲ落手セシヲ報ス其書中台下閣タル港々ヲ鎖ス条約ヲ取結ヒタル国々ノ外国人ヲ邵スル命ヲ方今京都ニ住居シ玉ヘル　大君殿下ヨリ受給ヒタ

ル旨ヲ載ス右命ハ京都ヨリ下リタル由ニ是ヲ
以テ余此度ヲ日本荷蘭コンシユルセ子ラール貴下ヘ
報告スヘシ
此条約違犯ハ未曾聞ノ変ニメ民律ニ於テモ極要
イナレハ和蘭ト日本ト取結ヒタル条約上ノ
ノ決スルハ余カ政府ノ任ナレハ日本政府モ
第一条約面ヲ固守シ執行ヲ務トナサスンハ
非ス然レ𪜈決テ承引ナラサル也又𪜈件ヲ説明
ス当港ヨリ和蘭人ヲ部ケルハ余カ權威ニ及フ
文ノ手当ヲ以テ是ヲ防クヘシ然レ𪜈其異変ヨリ
起ル諸損毛ノ償ハ日本政府ノ引受トス敬白

和蘭仮コンシユルイノウトヤン

手記

一 葡萄呀訳文

千八百六十三年第六月廿四日在日本神奈
川葡萄呀コンシユル処ニ
皇ノ台命ニヨリテ条約諸国ノ臣民ヲ部
ケ開ケル港々ヲ鎖スヘキ 大君ノ命令ヲ

東京大学経済学図書館所蔵 旧図書館分類文書 5505535715

蒙うレ又全擢ヲ任セラレシト雖貴翰ヲ落手セシヲ
余謹テ台下ニ報告ス余謹テ答フ台下ニ請フニ從ヒ
貴翰ノ写ヲ葡萄呀国王殿下ノ政府ニ送ルヘシ然レ𪜈序ニ自分謹テ篤ト左件ヲ報告ス
葡萄呀国及ヒ其臣民ノ利益ニマテ関カルレハ
条約諸国ノ臣民ヲ邵ケ関ラケル港々ヲ鎖スト
ノ逼リニムカヘテ落強テ逆フ右ノ港々ハ両国
ノ全擢其官礼ヲ厚クシテ調印手記シタル本
条約ヲ以テ関ラカレタリ而メ台下ニ於テ此ノ如
キ絶ヤサルヽハ条約諸国ヘノ戦書トモ也又実ニ
皇国日本ヲシテ政府不関ノ国トモ唱ヘラル
ヘシ
千八百六十年弟八月三日江戸ニ於テ葡萄呀国
王殿下日本大君殿下ノ間ニ取結ヒタル和親貿
易ノ本条約暫ノ丁ニ付テハ下名ノ某ノ〻任
ニ預リ千八百六十二年弟四月八日ニ信誼ヲ以テ
取替セヲナシタル余謹テ数言ヲ陳スルナリ
右条約ヲ強テ破ラントノ丁ハ又貴国ニ最大不
幸ノ関係ヲ起スヲ免カレ難ケレハ右ニ関ル人
々ヲ余カヲ竭シ苦クニ武陳ス謹言

葡萄呀国王殿下之コンシュル
ニトワルドカラルウ

米利堅新聞紙一千八百六十二年第三月廿三日
紐育鏤行　　手塚律蔵訳

蒸気砲船（モントル砲船ノ名）之支ヲ記ス條

今爰ニ顕ス所ノ者ハ「アリタノ」（人名）氏ノ発明セル蒸気砲船ナリ此船現ニ接戦ニ趣クノ前ハ「フルクレーン」（地名）ノ海軍局ニ在ケルヲ以テ亜国ノ匠工一見シテ木板ニ鏤ノ其後戦闘ニ用ヒタリシニ頗ル大功アリト云リ余等カ嘗キ著セル新聞紙之爰三百世一葉ニ此砲船ノ車ヲ示シタレト今又爰ニ其長短ノ尺度ヲ顕スヘシ此船ノ中層ハ底面

平坦ニシテ舳艫尖リ側面ハ直立シ其深サ五ヒクート」其長サ百二十四ヒタート」其廣サ四十一ヒイート」アリ中増ノ底面ノ中部ニ其長サ百廿四ヒクート」大孔ヲ穿チ以テ下層ト相通セシム而下層ノ深サハ七ヒイート」六ヒイート」ニシテ稍ニ斜ニ曲リ相接合セリ下層鉄製ニシテ其厚サ手イニテ」之上部ハ鉄板ト木材トヲ以テ堅牢ニ之ヲ作リ其側面ハ厚サ廿イニテ」ノラーリ」ト称スル木ニテ製シ其上厚サ一イニチ」ノ鉄板ヲ重子六イニテ」ニ至ラシム

○水夫等一中層ノ艫ノ下ニアリテ実ニ弾丸ノ受ル憂ヲ免ル此船ノ新奇ト称スル所ハ上層ニ在ル大甑トス是全ク自在ニ旋轉シテ其中ニ大砲ヲ備フ而此大甑ハイニチ」ノ鉄板ヲ幾層モ疊シテ八イニテ」ニ至ラシム其内面ノ横経ハ二十ヒイート」トシテ其高サ五ヒイート」ナリ之ヲ船上ニ載ルニハ其上層ノ板ヲ深ク切込ミ金属ヲ混シテ作リタル平円ノ環ヲ挾ミ其中央ニ軸ヲ立テ以テ之ヲ保持シ又軸ノ下端ニ純鉄ノ捧テ設ケ甑ノ上下スルヲ輪轉セシムル也此船ニ口経十一寸ノ砲ニ門ヲ舟艦ノ臺ニ備エ狙撃スヘキ処ヲ照シ且砲体

東京大学経済学図書館所蔵 旧図書館分類文書 5505535715

ノ俊退ニ便ナラシメンカ為メ而已馬蝗釘ヲ以テ之ヲ臺上ニ固定セリ大譙ノ周囲ニハ四箇ニ孔ヲ穿テテ之レニ望遠鏡ヲ備テ而メ其孔ノ外面ニ沽麻ヲ被ケ自在ニ日光ヲ引ニ便ニシ望遠鏡ノ中心ト砲口ノ中心トハ正シク相並行シテ尚其中心ヲ線ヲ長ク引クトキハ恰モ蜘蛛ノ糸ノ十字ニ織リ為セルカ如クス将官譙内ニ在テ常々其拳ヲ望遠鏡ニ注目其手ヲ以テ蒸気草械車ヲ鎖シテ狙撃セントスル処ニ其大砲ヲ放タシムルナリ又一ケノ度数ヲ計ル者ヲ備ヘ大砲ノ度数ヲ定メ以テ子細ニ敵兵ヲ照準セシムルナルヘシ大譙ノ弾丸ヲ放ツヘキ砲眼アル面ハ他ノ面ヨリモ三インチ厚クシケレハ其敵兵ニ向フ面ハ十一インチニ至ルヘシ斯ク厚ク鉄ニテ作リタル者ナレハ大凡ニテモ之ヲ貫通スルモノハ更ニナカリケリ余等安船ノ内外ヨリ能検査シ船中ノ形状ヲモ寫シ攻テ十分ニ製造ノ奥秘ヲ探ラント望ミケレト政府ニテ未タ之ヲ世ニ公ニスルヿヲ諾セサレハ余等幸ニ幸フシテ密ニ之ヲ窺ヲヿヲ得タリ我カ亜国ノ人民数千

名ハ日夜荒野ニ出テ身命ヲ塵芥ヨリモ軽シシ
戦闘ニ苦ム者アリ人数百人ノ心臓ノ水血ヲ流
シテ衆人ノ苦難ヲ救フ者アリ余等カ如キハ常々
家ニ安坐シテ軍支ニ関ルヿトテハ実ニ一支モ為
サリケリ金然若シ速ニ戦閉ノ止ムヿニ至ラ
ハ余等カ如キモ大譙ノ内部ニ至ル迄悉ク之
ヲ熟覧シテ公行シ得ルナルヘシ余爰ニ図スル
所ノ砲船ハ実ニ海軍ニ於テ預メ設ケ置ヘキ物
ナリ既ニ戦闘ニ臨マントスル時ニ至ラハ大譙ノ
覆フ所ノ帷帳ヲ卸シ方面ナル煙窓及ヒ船中
ニ空気ヲ通スル稍々短キ方筒ヲモ取リ去リカ
デ取ハ船後ノ小譙ニ在テ常ニ其舵ヲ使役ス
而メ此小譙ハ九インチ」十二インチ」鉄柱ヲ取テ之ヲ
横ニシ其隔ニ於テ固定セリ始メ鉄板ヲ以テ大
譙ヲ作リシ寸ニハ衆人皆以為ラク其内ニ在ル
砲手其激動シ堪サルヘシト嘗テ英国ニテ之ヲ
作リ試シ支アリシヲ其大譙ノ周囲ヲ全ク密ニ
閉ルヿハ実ニ激動ニ堪ル者ナシ又其上ニ十分
ノ穴ヲ穿カチテ亦能之ニ堪ル者アルヲ看ス悉ル
ニ此回ノ戦闘ニアリクーン氏発明ノ砲船ヲ

用ヒサルニ先ツテ我海軍局ニテ之ヲ用ヒ得ヘキヿヲ検査シタリケリ亜国ニテ此砲船ヲ作リテ後大譙ノ上下ノ激勲ヲ試ミシカ為メニ百八封度ノ砲ヲ放チタリシニ敢テ患害セルヿナシ加比丹ヒヘルソン氏ノ説ニ拠レハ能ク砲ノ効ヲ試ルニモ唯々一人ニシテ只レリトス某氏ノ説ニテモ砲ヲ放チタリシ時大譙ノ内ニ在テ其銭肇ニ手ヲ当試ミタシ氏総テ激勲ヲ覚ユス大譙ノ下室ニ在ル人上部ニ通スル銭窓ヲ密閉スレハ砲ヲ放ツト雖モ又其激勲ニ感セストイヘリ

海軍及陸軍之新説

附賊兵敗績之條

官軍ノ兵勢大ニ盛ニ攻メ来リケレハ賊軍之カ為メニ大ニ僻易シアルカンサスノ西北之一隅ヨリモルシニヤ之東方ニ至迫敗走セリ嚮ニ西部ノコロンヒヤル トイヘル堡砦ノ陷リシ報告ヲ得テ後今又賊軍ノ久シク在住シテ屢我カ都城ヲ悩シタル堅城マイサスノ落タル報告ヲ聞キ次テ後アルカンサソ之激戦及ヒ水戦之捷首ヲ報シ来レリ此水戦ニハ賊軍ヨリ出セル数十隻ノ大艦官軍ノ小ナル砲

東京大学経済学図書館所蔵 旧図書館分類文書 5505535715

壕ノ為ニ一拳ニシテ塵埃トナリタリ此寸海濱ニハ官軍ノ兵士新ニ一營ヲ構ヘ官府ノ權ヲ復セントテ出師シタリケリ

（ヘル子ニ及ヒシントマレー）ヲ掠畧セシ条

第三月二日我カ水師提督シヤホント氏アメリカ嶋トヲリカ島ノ東岸トノ間ニマ通スル海峽ニ出船シ賊兵ト接戰シテ島内ニヘルナンシエトイヘル街房ヲ攻メトリ其機ニ乘シテ島内ノ此方ニ在ルシリンケ」ト称スル一城ヲ奪ヒ其墻上ニ官軍ノ旗ヲ掲タリ此賊ハ賊軍兵ヲ起スノ初大奪掠セシ所ナルヲ今復官軍ノ所轄トナリタルヲ以テ人々等竹然トシテ爰ニ之ヲ筆記セリ シホント氏取ヲ兵カヲ常スル「ナク又ヒントマント」ノ街房ヲ奪ヒ得タリ又同氏ヨリ書面ヲ送リテ「シントシモンス」之城ヲモ重砲ヲ以テ攻タリシカ降參之約詰ヲ定メ且ツ「シラルンシヤリ海岸ニ悉ク其麾下ニ降レリ云〻

アルサスニ於テ大捷ヲ得タル条

此回之戰鬪數十回アリタレトモ就中其激戰ト称セル者ハ「アルカンサス」之北面ニ在ル一隅「ヘーリン」之原野ニ於テ戰ヒタルヲ其最一トス此ヒ合衆国之

兵ハセナラルキルレス之ヲ領シ又賊軍ハハシトルン氏ニ
万五千ノ兵ヲ率ヒテ戰ヒタリ此役ニハ両軍三日
経テ間絶ナク相戰ヒ賊軍益々進ムノ形勢アリ
此寸有名ナル賊将（シムキユルロ）氏戰死シ遂ニ丸
軍トナリケレハ官軍ノ騎兵等賊将ハシトルンヲ虜
リセントテ乱兵ノ中ニ突リ追撃シケリ
○セ子ラルキユルナス氏公書ヲ寄セテ云フ第三月六日
即チ木曜日ニ我将セ子フルシセル氏ノ率フル所ノ
軍隊賊兵ノ為メニ其右翼ニ襲ハレタリト此ノ時
シセルキユルナス氏務メテ賊兵ヲ防キ遂ニコレヲ退散
セシメタリ○セ子ラルキユルスラ氏夜間ニ其陣所ヲ他
ニ轉シ其明日又戰ヒ遂ニ終日相戰タリ是ニ
於テキユルテス氏賊兵ノ往來スヘキ道路ニ悉ク
兵ヲ備ヘケレハ三日ヲ経テ又戰ヲ始ムル然レトモ此
戰ニ賊兵利アラスシテ遁レ去ントテ樹木ノ密ニ
林立セル深キ険道ニ陷リ等シク免ルヽヿヲ得タ
リ

マナサス落城ノ支

又マナサス」ノ落城ハ陸戰ノ最モ明著ナル者トス
第二月十一日ニワイールレー」ノ美此高名ナル都

城マナサス」ニ打入ルノ戰功ヲ得タリ今之ヲ考フルニ此我ハ三週ヲ経テ陷リシナルヘシ落城ノ後城内ニ砲類残ルヲ看唯数千ノ屋宇アルヲ看ルノミ賊兵ノ住所ハ粗ナル木材ヲ以テ作リ十万人ヲ容ルヘシ今此地ノ陷リシハホトフトノ砲壊破レシニ依テ也此砲壊ハ索ト久シク話聖頓之所轄タリ

○マナサス」ニ籠城セル賊将等以為ラク其同僚ノ我ガホルンセイヲ」氏及ヒ自餘ノ他将ニ降リテ却テ賊軍ヲ代ッテアラント是ニ於テ大ニ勇気ヲ挫キ恐怖スル丁有トモ彼ノ大軍ノ黙メ兵ヲ出サスメ走リタルハ実ニ解セサル如ナリ而メ又今セ子ラルメクレルラン氏大軍ヲ率ヒ追ヒ奔リタル敵兵ノ尾撃シテ彼等ヲ敗走シメサリシハ実ニ遺憾トスル所ナラスヤ賊軍既ニ敗走シテ悉ク退散シ国中実ニ喜悦ニ堪スト呈ヒ彼尚怪哉スベカラス其故ハ今モシ名将アリテ彼ニ尤祖スル丁アルニ至テハ彼又其勇気ヲ奪フヘケレハナリ然ヒ彼等ノ再興ヲ謀ルニ猶大患ナル病者ノ死前ニ呼吸スルカ如ク久シカラスシテ自ラ斃ル

ベシ

賊兵ノ鉄板蒸気砲艦メルリマカ船ノ支ヲ記

此鉄板ヲ以テ作レリ蒸気砲艦メリマカハ既ニ前編ノ新聞紙第三百四等ニ載ルカ如ク土曜日ノ夜大ニ我カ数千隻ノ軍艦ノ為メニ破ラレタリ此砲艦ハ前編既ニ示シタレ共今此編ヲ看ス所ノ大主意又此支ニ関カレハ再ヒ此図ヲ挙テ示スナリ而メ此図ハ此ノ船ヲ作ルニ当テ其鉄板ヲ製シタル鉄工某氏ヨリウル処ニメ大砲四十門ヲ備ヘ三千二百噸ノ物貨ヲ積ニ螺練製フリケー上船ノ此ソルリマカ船ハ索ト我一等ノ軍鑑タリシニハ賊兵ヨリ海軍局コスホル上ノ海軍局ヲ名ヲ豪奪セントノ謀リケレハ我兵之防レトテ大ニ戦シトキ此船賊兵ノ為メニ其一部ヲ焼レ遂ニ海中ニ沉没セリ其時賊兵凡百ノ工夫ヲ竭シ海中ヨリ之ヲ引アケ修復シテ鉄板ヲ張タリ斯テ賊兵此船ヲ用ヒ近ク接シ我重砲兵ヲ防クニ当テ賊兵此船大ニ戦功ヲ得タリ此船ヲ作リタル匠工八十二寸ノ大砲数門及アルムストロニトイヘル百封度ノ砲ニ門ヲ備フトイヘリ然ルニ匠工ノ此船ニアルムストロン

砲ヲ備ヘタリト云ルハ甚タ誤リ之其故ハ此船悉ク英国ノ製造ナルニ近来亜国ニテ発明セル砲ヲ載スヘキ理ナシ又同氏之説ニ此船ニハ其首尾ニ鋼鉄ニテ製シ尖リタル大鎗ノ如キモノヲトリテ敵船ニ觸ルレハ以テ其側部ヲ貫キ穿トイヘリ此説ハ実ニ正説ニメキュフルラン上ト称スル船ニ既ニ之カ為メニ其船腹ヲ破ラレテ海底ニ沉没シケリ

○我カ亜国ノ匠工之作リタル「モニトル」船ノ末タモンハー」ノ城ニ赴カサリシトキ模寫メ置図「トメルリマカ」トヲ併セテ図シ両船ト相戦ヲ我カ船ノ「モントル」ノ大鎗ノ為メニ破ラレシ「ハ亦他ノ編ヲ挙テ示スヘキモノナリ

一 下文ヒヨン子ルカンフルユトス船名ハ英国ヒヨン子ルカンフルユトス船名ハ幕府書籍ニ記シ置ク迄

山京近郊事戦ニ事「ハルケス砲及ロータ放敵セシ事」

図明園焼亡ニ付る水殿ヒ帝海著等焼ひ小ヲ「ケ砲撃セシ事」

東京大学経済学図書館所蔵 旧図書館分類文書 5505535715

皇帝逃道ニ事

一 英國ニ當ル小京東ノ門ヲ一里計リ小倉
賊軍世変小當塞ヲ破ル六百名列皇帝の水戸
固明軍と城を且明八日エッチエスークスハルケス人へ
トロイツ人国軍ヲ逃出ス清兵ヲ
一 賊ハ四日當塞通世ノ六百里ニ行リ皇下ヲ逃
所ニ書ル皇ヲ世変ニ国財ニ出逃所ヲ
一 翌六日ヲ約許多ノ難難警ル此ハ里計リ離テ
居ル

一 夷軍廣ヲ地方ニ陣ヲ張リ待リ拙ヲ敗ル

陣警ヲ聞ク實ヲ知ル

一 賊軍ヲ見ル以前當セリ後ヲ小京難難
ヲ云ニ出合ノ知大砲三後ヲ進リ国百ヲ約
ノ近後セ難難の名ヲ生ル
約ヲ退ル稱ル

一 實小廣ヲ敗屋奪ル此ハ小京郭内ノ
門戸ヲ守當ル六里計の名ヲ明ヲ
敗ヲ除ル味方ハ樹木繁茂ル後ノ退ル
廓垣の内南ヲ里計郭内ヲ云里計ノ地ヲ
ノ難難の名ヲ夷屋奪ル和ヲ

英國ハ諸馬ヲ〳〵フクマール名ニ彼ヲ退ケテ一小彼
ヲ攻ムル一八人ヲ討ツ武人ヲ捕ヘテ國ヲ奪ヒ取リ無小戦
の為諸馬ヲ〳〵内ヲ人底清ヲ〳〵○二月廿日小歩人
〳〵小京ヲ小〳〵門ヲ内ヒ行ク〳〵戻キ通道ニ〳〵ル
六十セールト又八八十ヤールトモ可ク地穴ヲ掘ル者有
ヲ軍小帰〳〵故我ヲ右ヲ小号令ヲ発ス人無廟
拒〳〵内ニ一〳〵ヲ土壁ヲ進度サ早フートヲ八十フート
位ヲ〳〵テ道ヲ以厳ヲ防禦〳〵〳〵ヲ

一

英國ハ大ニ怒ヲ発ヒ〳〵退ヲ進ノテ先前ヲ
ヒ〳〵ク迷ニ水殿ヲ至ヲ〳〵〳〵○仏軍

及ヒ我ヲ馬無ク〳〵大砲ヲ以進ヲ〳〵〳〵仏軍ハ
後ヲ者ヲ居列セヒ我軍ヲ〳〵ヲ打人ヲ二時ヲ合ヲ交
衝波軍ヲ〳〵ヲ及ヒ我ヲ軍ヲ〳〵ヲ人ヲ事ヲ為ル後
て彼ヲ殿ヲ攻撃ヲ〳〵ヲ我軍ヲ難難ヲ討ツ事ヲ
為ル後ヲ仏軍ハ関ヲ二四人ヲ囲ヲ〳〵ヲ土早人
大砲二十挺ヲ得リ

一

漢軍ハ〳〵ヲ〳〵故　支武人ヲ且仏ヲ支ヲ
ヲ二挺ヲ得ル後ヲ殿一国ヲ奪ヒ〳〵ヲ○一説ニ
我軍ヲ〳〵ヲ行ク〳〵ヲ漢ヲ清軍ヲ〳〵一藤東ヲ小ヲ来リ南
ヲ人〳〵ヲ我軍彼ヲ退ヲ〳〵ヲ於〳〵リ我思ヲ

世界之流説〇六月夕刻廣國推反國唐人敗釋
之宗る後清之兵〇京城ふ向て進ふせ
者と明日て本陣編之を清り敗つとて引後と一國
及暮四旦於前方ハ警を計来ける事とも
きたり〇後前ハ攻國を釋敗と始ハ敗
彼兵之き事ハ明日敗ハルケス名ロ人英攻に
ケとて仏國と大又性漢ふ奪り前方奪土反及
七月ハ佛國ハ馬名旦スエイケ 國名行るも加 黎の軍之を也 名馬と敗ふ
過ハ敗後ハ事ハ

彼佛軍信指揮を陳中る強忠を地ハ名扱と清

一

る彼漢軍ハ過ハ前を大小ハ支人遠ハ晩春
せ〇の又ハ部と廣大ふ拝月を鎧と活ふ待り上ケ
馬ふ奪て通列ハ敗遠ハ〇を活る国後ハ名扱方る
性提軍と活ハ国前の〇ハ加重ハ遠ハ十日前と拝前を奪ケ
旦ハルケスを通言遠ハ〇ハ〇ハ扱きロークハ唐活法セ
ハ活て步擲と活る世前北道ハ振奪凡七日前
る次第ハ止ハ清漢和の名扱ハ遠り
後ハを亞列ハ事と活明を定ハ是下る
是後ハ〇ハルケス敗後及爭戦法家清ふ敗前陳ハ
英軍ハ前ハ韃靼と英清ハ旦陵遠ハ活を至ハふ

東京大学経済学図書館所蔵 旧図書館分類文書 5505535715

獲らるゝ○漢を帰ち彼ホと支拘ふく辱を置く
稽屋とす一行の小荷物一人僧侶拝礼の字中と之
を小車に外に出ず○水殿廊塀に外に出て賞賞
ふり西山に菊り九月星後の西道地陽く見ハストアントン
名人彼れ巣紙と清酒一ロルトロマウルトス名人小道神也一
旦外人も唐国に於く着を函後一日前小水殿と京
を一車を家毫に巨細述る○京車一後を行り
も九坊接拝する事と許一九廊堂帰房と称を
森而旦を外に亭宅を踏ふ一を捜九一唐国の
拝宝和国一奇巧一物と奪を大道を彫琢を一

一

機械兵器一師物厨風紅雲時屋鏡時鳴器を他
流ち一巣四帷幔と張一代九巣一行也を数一集ひ
出せり漢山ちる抱淡あり上番を物ふ金鋪蔵く
を一を一を家敷一種姫と造るの一靴鞋菱関飛
扇等国商家実也り

一

宝蔵を萌係る織造せ一反物と牧物を廣東も
一反洋銀　京を三十元を米つを二戸前小七百万
反八百万反八百を有り一三毫と引四一端係一て他
上、爰を廣ひ所人を小年左集一を一る拝を云一
実小前車に盛満一る世反物と以を車と落魂よ代く

用ひしも能く指揮せり○只方策宜しを得て佛軍中彼反対と推移して流人怪將彼蓋と称せり○廿五日夜半佛軍営中に乱入し落花狼藉と称す

鎮長風枝移り満目荒墓の如し

疑と報ずと

清多貨幣と称する移出入の安全　張張と為すと為能せんとす○廿六日移り貨幣英佛共出兵し彼等清多の事情を察し清人に対し清人の

清人○水殿中の小室に移りしハ清ハ之を聞く英清両国条約ロート○エルギンミ調印せりと見なせり此ハ

満洲〜破壊〜ハ地上〜〜戻け〜時を推移中より英仏彼を出ず人の国有あり為ることあり○水殿周囲の隣家を大なる蘭花園みを花畑なり且京中数多の名園蘭水流園時を華園なり水殿ハ数条の流路と為す〜〜あり佛の営寨を世界的にして或ハ所の大殿蓮堂の例と毛〜〜〜

我営塞迫るの山つと攻めるく旦大砲を囲兵人ともも
号令と伝へ有りしかも兵隊番をりしやいまさ
元年八月西小京城中に迫るとの報を聞く○営中と
限定来切り迫るく至るを聞く○営中彼
此彼隊せしに伝へくロート○アムエルトの英都の使節小来り
と皇帝の抗迫る所なり旦和親の条
来り者と場そして之後の兵役及び事も迫る
これ程史小京の営中と礼物せしに業をなく
難場ふんとなり
我軍京師を奪擒虜と敵新の事と生ず

一

強く変色と形せ八宮府小為くを危険事なべ
世情を文定して我軍彼の擒虜と安定を為く我
為るくは難中伝達地諸方小為く我軍の役所
せし我兵隊報して役をもんば形とを行小為
永く長止をし○三月日出るを好く我軍家りも
ら後我一度の号令の大砲と為て味方と地又
擒且我馬軍水陸くを引り進んく彼の敵軍の有
を迫る求めり○皇帝八十二人の妃嬪とを難報の
リアリル紙の宮殿より引り陸すしるると「ロルト
○コカルトラ伯爵を奏事彼囲む大砲到着せり彼ハ

墨的ハ彼の質と為すべき物を以て彼水殿に当て撃速射佛多の敵しなるべし佛の軍隊ハ敵を敗走するも深追せらるべ〜ハ暴の為に拘束せられて新清國人の勇猛なるを以て敵對せり

佛の軍隊と副將巴國曹級の馬軍ハ共に國時國を入て英樂を見て小京迄く探索しる大隊の敵ハ敵攻をなる佛を不ようくあるに○佛軍進攻せるに兵武人の手負ひ四百武人の戸負ハ宮中の國なるを恐れるとなり○佛軍屋宇からるたより英より分る大砲を以て砲を示すとて○

佛兵の水殿に入ることを敵軍師なり○ロードエルキ○シンストン○ウエイ・ナ○シイル○エッテント○レイル、子○ヘール敵帝を役伝の為と宮中に攻入佛と為を伝義し役利を得り又を捕る清山宮殿を敵を奪と奪ひく但を〜ハ役なる物或ハ怪なる宮殿ハ佛軍なる運ひ得るものハ掠して敵の為ハ為ち敵するに英蘭を以て水殿ハ書を為き思る絶る事りく言引園或ハ居住の殿と為せり堂や大理石と為る宝泉丹青を為き山上も為き光彩人師を為り皇帝羅を英蘭彫物を〜墨き為て猶ハ敵に

繡めるを云へり○白と稱するハ[illegible]我軍も又全
部の儀仗とんで皇帝の用ひる物と云へり○三角旗
[illegible]ハ[illegible]者[illegible]仗[illegible]又花瓶ハ
[illegible]帝[illegible]の[illegible]
[illegible]帝[illegible]の[illegible]
[illegible]の[illegible]
[illegible]の[illegible]

[illegible]ハ佛軍地方
[illegible]ハ佛軍中ニ[illegible]

佛英聯合シテ小京ヲ攻略セル事

清國ヲ攻撃シ[illegible]

因襲旦其案放棄セル者ノ事

小京ヲ傷ケ[illegible]

十二日 我国八月二十九日

一 昨日夕刻九人ヲ[illegible]兵卒放棄ヲ清ク[illegible]

[illegible]ニ帰来シ小貴[illegible]アントルサンカ方(アルコン人名)

[illegible]ヲ敵軍より[illegible]

[illegible]

一 最前八日 我去八月二十七日より[illegible]

て捕虜且手腕と彼とを一緒のたゝかひ傷らを食物
等も之を得るを之を在する刑法を之を彼ホの死と
いなり一たる仰渡せしを敵をスイケを殺害せり之を事
柄と書面出せしたり彼を捕虜張雀多をしを
且彼ホハ[illegible]之前[illegible]者く彼ホの捕を以前ホ
逆[illegible]一[illegible]三百十里離れ一ツ城市より引送
ら也一○毎人〻歐羅巴人貴族ブラハリン○オウルデイー
ミ事タイムス掲載一新聞紙記載
一
皇帝親ら[illegible]和と少幾許[illegible]ハルリー○ルリス
人及副將ステフルリンを要負都流ホ也と[illegible]七

一
廟堂に到りて○今朝[illegible]廣東海関盜賊恒紀隊
者に後刑に及若日年に[illegible]城市引渡[illegible]
大砲を以攻打[illegible]を恒紀を以[illegible]
城と數ツ巨砲且[illegible]大砲火蓋を切[illegible]
時移り[illegible]十二時[illegible]に恒紀来り[illegible]
素[illegible]の至り行也も義[illegible]
振[illegible]一○恵云[illegible]
及七十六人〻副將を率[illegible]
城壕[illegible]大砲を[illegible]
[illegible]令[illegible]を以門[illegible]大[illegible]

外郭ハ砲台ハ佛西人毒縣と柳と仏英国と以
小東人奉那と奉略せ〜上そ〜東城天府も せ〜
も屋使ち〜と奉の公せり。世城橋上そ中三千フー
トる国境せり国そ清会帳幔と使者し〜ら我軍
の到し〜清会の備丈〜城内そ至へそ〜と許さるを
断るそ〜と能ハ〜せそ。詳細〜〜今年度敵の
地方と云人事と奉へ我に対するハ大ふ憂怒
〜幸運〜為者に到人事と伯者ら。拠兵を
生ま日奉ら天津〜引揚ら人と用言そる事と用
ふそ是を自そ清る事と云物ハ〜後清会に於てハ

豊国小そ会と云〜る乱且後日に新〜一戦小乃乱和平
○我軍小於〜ハ天津〜そ〜と迫そる小東そ〜そ
国者〜〜そ二百戸石の大邸小伝我軍〜二百戸伝ら
〜伯国と清る近そ奉国之奉清の奉ハ〜
伯〜我志度ら山出状と討伐〜そ志者〜送ら
に是奉奉〜奉ら三奉国メ中迫〜我ハ物到着〜
於以以奉ハ山奉〜貢献ショニス小送〜出物も通物
白の我至ハ天津〜到着せ〜ハそ〜元於て出
物そ一回フルヨウス 永ハ 山清〜立るブルスりる者〜送り
為〜我国九日出物と以中送〜英の軍兵国立る家元

當寺ハ小佛軍ハ門日久當皇帝の水殿出海
徹入〻却掠せり唯英軍ハ兵馬及大炮を用援
ける因仏の怒兵なり指揮小酒ひを飛ぶ
小酒と云へる物ハ雞頸兵を刺殺せり○日本
同時開国なるべし唯開港三四人及国国
勅書一者三百人行る国者より○国者ハ墨杭拒
ものとなせり〻開港二人討殺せり時仏人貴
遊四三宮殿を進行なるべし指揮に礼物せり也
但佛軍ハ物ハ小指揮一る後の事〻ハ本の者ハ
廣大〻ものなり城宝殿を清掃せり〻殺清せ

一

物ハ本の高名なる僧を仏寺ものなるべきを
私賞せる佛菩薩の銀像三百余〻命一〻
及負ハ怒兵なと仏ハ〻者と大〻高者一
なるべし云り○怒兵なの馬人令英国元帥ハ凡者壮兵人
を指揮する者〻ものなり三人〻軍隊の助成
に尚〻きなるべし形〻計り結婚〻の物〻ようなる
指揮し和ハ三人隊なる事指揮するべきを計り
なり○数多の兵器武器と完
る山のごく薄たり変代なり洋銀三百六十元有
ものなる宝の價ハ六百一千元換り上ハ文と世ものなるべ

[illegible]

一

[illegible]

[illegible]

[illegible]

外馬高麗を軍艦をのせて日本を侮辱の為と
為し玉後来り号令を行て○拙云辛巳明二日
分軍艦を始き関を防ぎ指揮を清く号令
操出せる度なり○明日馬軍一隊を長と分
接して陣営を巡廻して直ち阿（我方ヨリ小）
操出し旦を後を交り号令指揮行る
○大砲ホハ拙云支多腐コロフトニ人指揮セ
に安き号令を行る号令出き
はを軍略を通行す○第柳と言る者小城
塘と砲撃し辛日周出と言し第二隊人大急き

城地を攻撃し○拙云者帆風（ヨセール）数書を将者
ハ書し指揮を城塘し指利を行し方政
略し一隊ハ左を城塘信し塘あ出
つと攻る者なり深九城つて指利セ上を
兵械地堂し支及工通防き清し軍伍し明して
第一表城つを第き撃人し極対を方城つ
通延し防禦し軍奮を備道者云ハ方者の貨
力行し辛行事○拙兵者又帆風及を一組
し者首級より伴を セ詳快なし清士及を
辛ホ行ふ事者振旗して門及海岸を離去

又ハ清国及ビ英国ノ人ハ一様敬意ヲ表スル事及
ビ事ノ為メニ為スベキ事ハ格別ノ例ニ付テハ
且軍令ニ基ク場合ニ限リタル事ハ行ヒ難キモノ
一ニシテ毫モ其ノ軍威ヲ全ウセンガ為メ
○大人ハ特ニ此ノ旨ヲ以テ無事ニ至ル迄ニ英人
ニ対シ厳重ニ申ス可キ旨ヲ達シ英人
ハ此ノ命令ニ対シ一ノ異議ニモ及ブ
能ハズ唯々ト答ヘ且軍令ニ基ク場合ニ於テ
ハ敬意ヲ表スベキ旨ヲ答ヘタリ○大人ハ
ソノ命令ヲ受ケタル者ニ対シ清国
人ハ敬意ヲ表シ難キ者ニ対シ
ハ敬意ヲ表シ難キ旨ヲ
ハ敬意ヲ表シ難キ旨ヲ

英国政府ハ清国ノ人ハ敬意ヲ表シ難キ旨ヲ
ナリトシテ強ヒテ敬意ヲ表スベキ旨ヲ
要求スルモノニ対シ
一
兵卒ハ清国ノ京都ニ駐屯スル者ニ対シ
ハ公用ニ属スル行ヒノ為メニ
ハ敬意ヲ表スベキ旨ヲ
強ヒテ要求スルモノニ対シ
一
総兵官命令ニ依リ署名ス副官エッスラッシュテニ印圧ス
人民ニ信用シ難キ事件ニ及ビ

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

東京大学経済学図書館所蔵 旧図書館分類文書 5505535715

東京大学経済学部図書館
5505535715

東京大学経済学図書館所蔵 旧図書館分類文書 5505535715